

事 務 連 絡
平成31年1月28日

臨時的任用教職員登録者
非常勤講師登録者
任期付短時間勤務職員登録者

} 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

任期付職員の任用について

日頃、本県の教育行政に御理解、御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、平成31年4月1日から育児休業及び配偶者同行休業の代替職員については、本務者の休業期間が1年を超える場合、任期付職員を任用することといたしました。

つきましては、別紙1「任期付職員（常勤）の勤務条件等について」を送付しますので、内容を御確認ください。

なお、平成31年度当初の任用に限り、別紙2によりすでに登録されている方につきましては、以下のとおり扱わせていただきます。

【「臨時的任用教職員」を含む登録をした方】

- ・ 「任期付職員」としても登録を希望する意図があるものと扱わせていただきます。
- ・ 「任期付職員」としての登録を希望しない場合は、現在勤務している学校を所管する市町村教育委員会へ御連絡ください。

【「臨時的任用教職員」の登録をしていない方】

- ・ 「任期付職員」としての登録を希望する場合は、現在勤務している学校を所管する市町村教育委員会へ御連絡ください。

※ いずれの場合も「任期付職員」としての任用を確約するものではありません。また、「任期付職員」の希望の有無が、現在の登録している職への任用の有無に影響を及ぼすことはございません。

別紙 1 任期付教職員（常勤）の勤務条件等について

埼玉県教育委員会が任命し、市町村立小・中・特別支援学校等に勤務する任期付教職員の勤務条件は次のとおりです。

1 任期付教職員の種類

(1) 本務者が勤務できない期間内において、本務者に代わって勤務する者

ア 育児休業代替 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条1項1号の適用を受ける者

イ 配偶者同行休業代替 地方公務員法26条の6 7項1号の適用を受ける者

※ 本務者の休業期間等の変更により任用期間が変更となる場合があります。

2 勤務場所

各教育事務所管内の市町村立小・中・特別支援学校又は給食共同調理場（学校栄養職員）

3 職務内容

次のような業務を行います。

- (1) 教科指導
- (2) 学級担任
- (3) 校務分掌
- (4) 生徒・進路・保健指導等
- (5) クラブ・部活動指導
- (6) 庶務、経理等（事務職員）
- (7) 栄養管理、栄養指導、献立作成等（学校栄養職員）
- (8) 所属長が定める職務等の分担

4 任用等

- (1) 埼玉県教育委員会が任命し、給与は埼玉県から支給されます。
- (2) 身分は、市町村立小・中・特別支援学校等を設置する市町村の職員となります。

5 服 務

市町村教育委員会の定める学校職員の服務に関する規定の適用を受け、市町村教育委員会による服務の監督を受けます。

6 勤務日及び勤務時間（「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」によります。）

- (1) 日曜日及び土曜日は週休日となります。
- (2) 国民の祝日等の休日は、特に勤務が命じられない限り勤務することを要しません。
- (3) 勤務時間の割振りは市町村教育委員会が行います。

7 休 暇

- (1) 年次休暇は、あらかじめ定められた任用期間に基づいて、最大年間20日の日数が付与されます。
- (2) 特別休暇等は、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」によります。
（病気休暇、出産休暇、子育て休暇、夏季休暇、介護休暇等）

8 給 与

- (1) 給与は、県の条例に基づき、給料、教職調整額（教員のみ支給）、地域手当、義務教育等教員特別手当（教員のみ支給）等が支給されます。また、支給要件に該当する場合には、通勤手当、扶養手当等の諸手当が支給されます。
- (2) 期末・勤勉手当は、県の条例に基づき、在職期間等に応じて支給されます。
- (3) 給与は毎月21日に支給されます。また、期末・勤勉手当は6月30日及び12月10日に支給されます。
なお、支給日が土曜日、日曜日、休日等に当たたる場合は繰り上げて支給されます。また、月の途中から任用された場合には、事務処理上、任用直後の給与支給日には支給が間に合わないことがあります。
- (4) 給料月額額は、県の基準に基づき、職種ごとに学歴や職歴に応じて決定されます。

9 退 職

- (1) 任期付教職員は、任用期間の満了により退職となります。
- (2) 次のような場合は、任用期間中であっても退職となる場合があります。
 - ア 勤務成績が良好でない場合
 - イ 本務者の休業期間が変更になる場合
 - ウ 任期付教職員本人の心身の故障等により、職務の遂行に支障がある場合

10 退職手当

- (1) 任期付教職員となった日から退職日までの引き続き勤続期間が6月以上ある場合、退職手当の支給対象となります。
- (2) 勤続期間12月以上で退職した職員のうち、(1)の退職手当の額が「雇用保険法の基本手当に相当する額（いわゆる失業給付相当額）」に満たない者で、必要な手続を行ったうえ、公共職業安定所へ求職申込みをし、失業と証明された者には、失業者の退職手当が支給されます。

11 保険の適用

任用の日から公立学校共済組合に加入します。

12 公務・通勤災害補償

公務中や通勤途上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）について、地方公務員災害補償基金の認定を受けた場合は、地方公務員災害補償法の規定により補償が行われます。

(参考)

小・中学校任期付教職員の給与について

給料、教職調整額（教員のみ支給）、地域手当、義務教育等教員特別手当（教員のみ支給）の1か月分合計額（平成31年2月現在の見込み）は、おおむね次のとおりです。

（新卒者の場合）

教 養 護 教 諭	大 学 卒	241,000円
	短 大 卒	215,000円

事 務 主 事	大 学 卒	187,000円
	短 大 卒	174,000円
	高 校 卒	163,000円

栄 養 技 師	大 学 卒	212,000円
	短 大 卒	189,000円

支給要件に該当する場合には、通勤手当、扶養手当等が支給されます。